



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目 次 (\*については県法規集掲載事項)

### ○ 規則

\*32 林業改良指導員資格試験条例施行規則を廃止する規則 (林業振興課)

\*33 宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則 (公共建築課)

### ○ 告示

396 平成17年度和歌山県立医科大学図書館三葛館図書  
検索データ整備業務委託に関する一般競争入札に参  
加する者に必要な資格等 (総務学事課)

397 和歌山県土地利用基本計画の変更 (地域振興課)

398 生活保護法による介護機関の指定 (福祉保健総務課)

399 保安林の指定 (森林整備課)

400 " ( " )

401 " ( " )

402 保安林の指定の解除 ( " )

403 漁船損害等補償法の規定による加入区についての  
同意 (資源管理課)

### ○ 教育委員会告示

\*1 昭和39年和歌山県教育委員会告示第6号 (教科用図書  
採択地区) の一部改正

\*2 "

### ○ 和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示

1 さわらの漁業

### ○ 訓令

\*6 和歌山県工事検査規程の一部を改正する訓令 (技術調査課)

### ○ 公告

入札公告 (総務学事課)

社会福祉法人の所在地の変更 (雇用推進課)

## 規 則

### 和歌山県規則第32号

林業改良指導員資格試験条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

平成17年3月29日

和歌山県知事 木 村 良 樹

林業改良指導員資格試験条例施行規則を廃止する規則

林業改良指導員資格試験条例施行規則(昭和62年和歌山県規則第51号)は、廃止する。

### 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

### 和歌山県規則第 33 号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月29日

和歌山県知事 木 村 良 樹

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則(昭和40年和歌山県規則第29号)の一部を次のように改正する。

第5条中「土木部都市政策課」を「県土整備部都市住宅局公共建築課」に改める。

別記第2号様式、別記第4号様式及び別記第5号様式から別記第8号様式までの規定中「殿」を「様」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第396号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成17年度和歌山県立医科大学図書館三葛館図書検索データ整備業務委託に関する一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成17年3月29日

和歌山県知事 木 村 良 樹

### 1 調達物品

平成17年度和歌山県立医科大学図書館三葛館図書検索修正データ

### 2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 事業経歴書

- ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書  
エ 印鑑証明書  
オ 過去2年間の財務諸表(個人にあっては、青色又は白色申告書の写し)  
カ 使用印鑑届  
キ 資格審査申請書提出前2年分の、次に掲げる税金にかかる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの  
(ア) 法人税及び所得税並びに消費税及び地方消費税  
(イ) 和歌山県が課する法人事業税又は個人事業税及び法人県民税並びに自動車税  
(ウ) 営業所又は支店の長に業務委託に関し、県との取引を委任する法人にあっては、当該営業所又は支店の所在する市町村が課する法人市町村民税  
ク 誓約書  
ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(2) (1)のイ、キ及びクに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等参加資格申請の審査を経て、現に有効な指名競争入札等登録参加通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成17年3月29日(火)から平成17年4月4日(月)までの土曜日及び日曜日を除く日の午前10時から午後4時まで、ただし、4月4日(月)については午前11時まで、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成17年4月8日(金)までに和歌山県立医科大学図書館紀三井寺館に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

### 3 資格審査説明会の場所及び日時

#### (1) 場所

和歌山市紀三井寺811番地1

和歌山県立医科大学図書館紀三井寺館1階会議室

#### (2) 日時

平成17年4月4日(月)午前11時から

### 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成17年4月4日(月)から平成17年4月8日(金)までに5で掲げる場所で受け付ける。

### 5 資格審査申請書類の配布の場所及び資格審査申請書類の受付場所

資格審査申請書類の配布場所は、次のとおりとする。

和歌山県立医科大学図書館紀三井寺館

和歌山市紀三井寺811番地1

郵便番号 641 - 8509

電話番号 073 - 447 - 2300(代表)

(FAX 073 - 441 - 0783)

### 6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

### 7 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、平成17年4月4日(月)現在において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。

### 8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成17年4月13日(水)までに通知する。

### 9 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、本県に対しその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成17年4月15日(金)までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) (1)に対する回答については、平成17年4月19日(火)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

### 和歌山県告示第397号

和歌山県土地利用計画(計画図)の一部を平成17年3月15日変更したので、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、次のとおりその概要を公表します。

なお、変更後の和歌山県土地利用基本計画(計画図)の図面は、和歌山県企画部計画局地域振興課、各振興局及び各市町村国土利用計画法担当課室で閲覧できます。

平成17年3月29日

和歌山県知事 木村良樹

| 整理<br>番号 | 変 更 地 域 名  | 関 係<br>市町村名 | 変更部分の面積 (ha) |     | 変更を必要とする理由 (要旨)                                    |
|----------|------------|-------------|--------------|-----|----------------------------------------------------|
|          |            |             | 拡 大          | 縮 小 |                                                    |
| 1        | 御坊都市地域     | 御坊市         | 13           |     | 現行の都市地域と一体の都市として総合的に開発・整備・保全する必要があるため。             |
| 2        | 和歌山森林地域    | 和歌山市        |              | 2   | 現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。                  |
| 3        | 粉河自然公園地域   | 粉河町         | 51           |     | モチツツジ・アカマツ郡落が占める優れた風景地であり、自然公園地域として保護・利用する必要があるため。 |
| 4        | かつらぎ自然公園地域 | かつらぎ町       |              | 3   | 自然公園地域として保護・利用する必要がないため。                           |

## 和歌山県告示第 398 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 54 条の 2 の規定  
により介護機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定に

基づき、次のとおり告示する。

平成 17 年 3 月 29 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

| 申 請 者 の 名 称    | 主 たる 事 務 所 の<br>所 在 地 | 指 定 事 業 所 の<br>名 称 | 指 定 事 業 所 の<br>所 在 地 | サ ー ビ ス の<br>種 類 | 指 定<br>年 月 日 |
|----------------|-----------------------|--------------------|----------------------|------------------|--------------|
| 有限会社ケアステーション春風 | 橋本市胡麻生 478            | 春風デイサービス           | 橋本市小原田 30-1          | 通所介護             | 平成<br>17.3.4 |

## 和歌山県告示第 399 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成 17 年 3 月 29 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 保安林の所在場所 日高郡印南町大字皆瀬川字皆瀬谷 4、5  
(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

字奥山 252、255、257 から 263 まで、270 (次の図に示す部分に限る。)、272、273、277 から 280 まで、282、282 の 1 から 282 の 4 まで、283、284、287、字日浦平山 293 (次の図に示す部分に限る。)、300、301 の 1、301 の 2、303、311、字大野 99 から 105 まで、106 の 1、106 の 3、107、108、108 の 1、110 から 112 まで

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 和歌山県告示第 401 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成 17 年 3 月 29 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

## 和歌山県告示第 400 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成 17 年 3 月 29 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町宇筒井字蔭地 246、

1 保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字口色川字寺山 3971 (次の図に示す部分に限る。)、3972

## 2 指定の目的 水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 和歌山県告示第402号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成17年3月29日

和歌山県知事 木村良樹

1 解除に係る保安林の所在場所 西牟婁郡中辺路町大字高原字朝来平1705、1706

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

## 和歌山県告示第403号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同施行令第5条第3項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成17年3月29日

和歌山県知事 木村良樹

## 1 届出事項

| 発起人の住所及び氏名                                                        | 加入区   | 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 |
|-------------------------------------------------------------------|-------|---------------------------------|
| 和歌山市加太746-85<br>糠善次<br>同所158<br>尾崎俊男<br>同所1240-2<br>藪中宏           | 加太加入区 | 加太漁業協同組合                        |
| 和歌山市本脇536<br>中村勤<br>和歌山市西ノ庄1037<br>桜井勲<br>和歌山市松江中1丁目11-26<br>川崎敏弘 | 西脇加入区 | 西脇漁業協同組合                        |

|                                                                |        |           |
|----------------------------------------------------------------|--------|-----------|
| 和歌山市雑賀崎1567<br>東出智<br>同所1354-1<br>西山均<br>同所1401<br>寺井正勝        | 雑賀崎加入区 | 雑賀崎漁業協同組合 |
| 和歌山市田野266<br>橋崎満生<br>同所286<br>淡路圭三<br>同所247<br>北村之秀            | 田野浦加入区 | 田野浦漁業協同組合 |
| 和歌山市毛見1210<br>石本禎男<br>同所972<br>濱口昌昭<br>同所1038<br>寺本定雄          | 毛見浦加入区 | 毛見浦漁業協同組合 |
| 海南市冷水510<br>八木義次<br>同所501-3<br>川上充<br>同所327<br>川口諠             | 冷水浦加入区 | 冷水浦漁業協同組合 |
| 海草郡下津町塩津1231<br>寺脇寛治<br>同所1415<br>谷所利夫<br>同所68<br>出口繁一         | 塩津加入区  | 塩津漁業協同組合  |
| 海草郡下津町丸田1118-8<br>坂本誠一<br>同所1118-3<br>坂本節夫<br>同所1121<br>石川房一   | 戸坂加入区  | 戸坂漁業協同組合  |
| 海草郡下津町大崎342<br>近藤慧<br>同所951<br>魚田芳弘<br>同所730<br>辻岡良明           | 大崎加入区  | 大崎漁業協同組合  |
| 海草郡下津町下津1423-1<br>天野道明<br>同所3080-1<br>広海勝行<br>同所2564-1<br>泉晴一郎 | 下津加入区  | 下津漁業協同組合  |
| 有田市初島町浜1769-1<br>北野好数<br>同所1769-1<br>山本広己<br>同所1769-1<br>南村斉   | 初島加入区  | 初島漁業協同組合  |
| 有田市宮崎町2357<br>嶋田栄人<br>同所1986-4<br>桑原利文<br>同所2342<br>田中泰弘       | 箕島町加入区 | 箕島町漁業協同組合 |
| 有田市宮崎町1399<br>江川義輝<br>同所1401<br>石井和昭                           | 逢井加入区  | 逢井漁業協同組合  |

|                                                                           |             |            |                                                                                                                                  |            |           |
|---------------------------------------------------------------------------|-------------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-----------|
| 同所1390<br>田中佳秀                                                            |             |            | 日高郡日高町大字阿尾324-6<br>村上守一<br>同所596<br>初井貢<br>日高郡日高町大字産湯720<br>崎野太士                                                                 | 比井崎<br>加入区 | 比井崎漁業協同組合 |
| 有田市千田1429<br>狗巻吉明<br>同所1427-3<br>宮崎正<br>同所1440<br>上野山繁紀                   | 千田<br>加入区   | 千田漁業協同組合   | 日高郡美浜町三尾828<br>脇田正信<br>同所910<br>山下育広<br>同所408<br>古川清次                                                                            | 三尾<br>加入区  | 三尾漁業協同組合  |
| 有田郡湯浅町大字田1091-13<br>榎本真幸<br>同所43<br>丸山正春<br>同所14<br>宮崎文彦                  | 田村<br>加入区   | 田村漁業協同組合   | 日高郡美浜町大字浜ノ瀬36<br>中村敏雄<br>同所178<br>松下恒一<br>日高郡美浜町大字田井522-42<br>福田隆治                                                               | 美浜町<br>加入区 | 美浜町漁業協同組合 |
| 有田郡湯浅町栖原914<br>芦内茂博<br>同所1429<br>小菅恒夫<br>同所807<br>樫城宗則                    | 栖原<br>加入区   | 栖原漁業協同組合   | 御坊市塩屋町南塩屋509<br>松村徳夫<br>同所309<br>大江純一郎<br>同所327<br>小竹哲夫                                                                          | 御坊市<br>加入区 | 御坊市漁業協同組合 |
| 有田郡湯浅町大字湯浅357<br>深野幸男<br>有田郡湯浅町大字別所173-7<br>芝正幸<br>有田郡湯浅町大字湯浅2819<br>日高安博 | 湯浅中央<br>加入区 | 湯浅中央漁業協同組合 | 日高郡印南町印南3201<br>上山功<br>同所290-6<br>清水義雄<br>同所3207-5<br>山中修一<br>日高郡みなべ町大字堺590<br>西野正和<br>同所577-5<br>小谷博<br>日高郡みなべ町大字山内1449<br>川畑正三 | 印南町<br>加入区 | 印南町漁業協同組合 |
| 有田郡広川町大字唐尾1058<br>西出一弘<br>有田郡広川町大字広1407<br>住山治幸<br>有田郡広川町大字唐尾1101<br>尾崎勝彦 | 唐尾<br>加入区   | 唐尾漁業協同組合   | 南部町<br>加入区                                                                                                                       | 南部町漁業協同組合  |           |
| 日高郡由良町衣奈69<br>山下長和<br>同所89<br>川端正宏<br>同所787<br>中野啓夫三                      | 衣奈浦<br>加入区  | 衣奈浦漁業協同組合  | 田辺市芳養町1078<br>浜口栄一<br>田辺市江川28-29<br>奥野明信<br>同所18-44<br>木下吉雄                                                                      | 田辺<br>加入区  | 田辺漁業協同組合  |
| 日高郡由良町大字戸津井95番<br>地<br>吉原富一<br>同所74番地<br>三家正弘<br>同所2番地-2<br>戸田安男          | 小引浦<br>加入区  | 小引浦漁業協同組合  | 田辺市磯間24-8<br>岩本剛<br>同所25-25<br>西中一志<br>同所22-33<br>中本達雄                                                                           | 湊浦<br>加入区  | 湊浦漁業協同組合  |
| 日高郡由良町大引746<br>浜出陸生<br>同所533<br>石本正信<br>同所518<br>上野和幸                     | 大引<br>加入区   | 大引漁業協同組合   | 西牟婁郡白浜町588<br>雑賀幸夫<br>同所2198<br>三栖敏一<br>同所3744<br>島和敏                                                                            | 白浜<br>加入区  | 白浜漁業協同組合  |
| 日高郡由良町江ノ駒80<br>藤本泰造<br>同所42-2<br>西洋之<br>日高郡由良町網代230<br>長谷勝                | 由良浦<br>加入区  | 由良浦漁業協同組合  | 西牟婁郡白浜町堅田2520<br>代表理事組合長 堅田隆弘<br>同所311<br>原陽一<br>同所2075<br>津田新司                                                                  | 堅田<br>加入区  | 堅田漁業協同組合  |
| 日高郡由良町神谷147<br>田浦理志<br>同所251-1<br>上田佐助<br>同所315-2<br>上田敏                  | 由良町<br>加入区  | 由良町漁業協同組合  | 西牟婁郡日置川町大字日置<br>916-9<br>川上廣<br>同所1376                                                                                           | 日置<br>加入区  | 日置漁業協同組合  |

|                                                                                    |            |           |                                                                                                                                        |            |           |
|------------------------------------------------------------------------------------|------------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-----------|
| 浅井忠雄<br>西牟婁郡日置川町大字塩野<br>434の1<br>新家吉夫                                              |            |           | 大石基之<br>同所3533<br>水谷洋一                                                                                                                 |            |           |
| 西牟婁郡すさみ町周参見2004<br>町田輝夫<br>西牟婁郡すさみ町見老津<br>223-3<br>岡山菊治<br>西牟婁郡すさみ町周参見4612<br>浜田寿夫 | すさみ<br>加入区 | すさみ漁業協同組合 | 東牟婁郡那智勝浦町大字浦神<br>1280<br>塩地一志<br>同所321<br>大河内忠<br>同所1028<br>畑下英気                                                                       | 浦神<br>加入区  | 浦神漁業協同組合  |
| 西牟婁郡串本町和深1963<br>浅利弘<br>西牟婁郡串本町出雲1061-3<br>濱中慶彰<br>西牟婁郡串本町潮岬903-1<br>浜中久尚          | 串本<br>加入区  | 串本漁業協同組合  | 東牟婁郡那智勝浦町大字天満<br>1-35<br>片谷匡<br>東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦<br>869-2<br>小島遊信夫<br>東牟婁郡那智勝浦町大字築地<br>8-8-1<br>井筒和幸                                      | 勝浦<br>加入区  | 勝浦漁業協同組合  |
| 西牟婁郡串本町大島1793-13<br>東敏之<br>同所216-1<br>岩谷裕平<br>同所138<br>佐藤輝男                        | 大島<br>加入区  | 大島漁業協同組合  | 東牟婁郡那智勝浦町大字宇久<br>井375-1<br>代表理事組合長 亀井睦弘<br>同所32<br>米川亮治<br>同所385-38<br>東信義                                                             | 宇久井<br>加入区 | 宇久井漁業協同組合 |
| 西牟婁郡串本町須江101<br>福島敏之<br>同所113<br>西川正利<br>同所38<br>小林敏茂                              | 須江<br>加入区  | 須江漁業協同組合  | 新宮市三輪崎1220-10<br>井上元和<br>同所1-8-30<br>小芝育夫<br>同所2-11-5<br>近松丈夫                                                                          | 三輪崎<br>加入区 | 三輪崎漁業協同組合 |
| 西牟婁郡串本町樫野574<br>福島正之<br>同所546-2<br>長井豊司<br>同所1022-31<br>和田厚                        | 樫野<br>加入区  | 樫野漁業協同組合  | 新宮市王子町3丁目10-6<br>中村誠二郎<br>同所3丁目10-6<br>岡田功<br>新宮市佐野3丁目8-21<br>渡里敬                                                                      | 新宮<br>加入区  | 新宮漁業協同組合  |
| 東牟婁郡古座町古座1032番地<br>岩見敬介<br>同所253番地1<br>橋野光雄<br>同所1035番地6<br>浜田善弘                   | 古座<br>加入区  | 古座漁業協同組合  | <b>2 指定漁船調書の縦覧</b><br><b>(1) 縦覧期間</b><br>平成17年3月29日から平成17年4月12日まで<br><b>(2) 縦覧場所</b><br>和歌山県農林水産部水産局資源管理課<br>和歌山県漁船保険組合<br>関係漁業協同組合事務所 |            |           |
| 東牟婁郡古座町伊串7-11<br>高田利治<br>東牟婁郡古座町姫655-1<br>堀竹治<br>同所718-1<br>斉藤稔                    | 西向<br>加入区  | 西向漁業協同組合  |                                                                                                                                        |            |           |
| 東牟婁郡古座町津荷156<br>池田求<br>同所525-1<br>加田條武<br>同所303<br>北受林治                            | 津荷<br>加入区  | 津荷漁業協同組合  |                                                                                                                                        |            |           |
| 東牟婁郡古座町田原356番地5<br>荒木睦男<br>同所502番地<br>荒木昭二<br>同所273番地<br>中村進一                      | 下田原<br>加入区 | 下田原漁業協同組合 |                                                                                                                                        |            |           |
| 東牟婁郡太地町太地3167番地<br>7<br>代表理事組合長 漁野哲雄<br>同所772-1                                    | 太地<br>加入区  | 太地漁業協同組合  |                                                                                                                                        |            |           |

## 教育委員会告示

### 和歌山県教育委員会告示第1号

昭和39年和歌山県教育委員会告示第6号(教科用図書採  
択地区)の一部を次のように改正し、平成17年4月1日か  
ら施行する。

平成17年3月29日

和歌山県教育委員会委員長 駒 井 則 彦

本文中海草地区の「、下津町」及び「、みなべ町」を削り、  
「印南町」の次に「、みなべ町」を加え、「、串本町」及び  
「、古座町」を削り、「北山村」の次に「、串本町」を加え

る。

#### 和歌山県教育委員会告示第2号

昭和39年和歌山県教育委員会告示第6号(教科用図書採択地区)の一部を次のように改正し、平成17年5月1日から施行する。

平成17年3月29日

和歌山県教育委員会委員長 駒井 則彦

本文中「、川辺町、中津村、美山村、龍神村」を削り、「みなべ町」の次に「、日高川町」を加え、「、中辺路町、大塔村」及び「、本宮町」を削る。

#### 和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示

##### 和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、瀬戸内海に隣接する海域(紀伊水道外域)におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

平成17年3月29日

和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会

会長 嶋 洋一

#### 1 定義

この指示において「瀬戸内海に隣接する海域(紀伊水道外域)」とは、和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線、和歌山県西牟婁郡白浜町瀬戸崎から徳島県海部郡牟岐町牟岐港古牟岐東防波堤灯台に至る直線及び陸岸によって囲まれた水域をいう。

#### 2 操業の制限

平成17年5月15日から平成17年6月20日までの間、さわらを目的とした操業を禁止する。

#### 3 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までとする。

### 訓 令

#### 和歌山県訓令第6号

庁中一般

各地方機関

和歌山県工事検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年3月29日

和歌山県知事 木村 良樹

和歌山県工事検査規程の一部を改正する訓令

和歌山県工事検査規程(平成14年和歌山県訓令第21号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「技術調査課長」の次に「、公共建築課長」を加え、「技術調査課」を「技術調査課長、公共建築課長」に改め、同条第2項中「課室長等」を「課室長」に改める。

別表建築工事の項中「施行した工事」を「施行した」に、「施行される」を「施行された」に「技術調査課長」を「公共建築課長」に改め、同表営繕工事の項及び設備工事の項中「技術調査課長」を「公共建築課長」に改め、同表地域改善事業に係る補助工事等の項の次に次のように加える。

|               |                           |        |                |
|---------------|---------------------------|--------|----------------|
| 工業用水施設等に関する工事 | 公営企業課が施行する契約金額2000万円以上の工事 | 公共建築課長 | 建築工事及び設備工事に限る。 |
|               | 公営企業課が施行する契約金額2000万円未満の工事 | 公営企業課長 |                |

別表上記に掲げるもの以外の工事の項中「技術調査課長」の次に「、公共建築課長」を加える。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

### 公 告

#### 入 札 公 告

平成17年度和歌山県立医科大学図書館三葛館図書検索データ整備業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成17年3月29日

和歌山県知事 木村 良樹

#### 1 一般競争入札に付する事項

#### (1) 事業年度及び事業番号

平成17年度和医大図紀第1号

#### (2) 調達物品の名称及び数量

平成17年度和歌山県立医科大学図書館三葛館図書検索修正データ

#### (3) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成17年和歌山県告示第396号に規定する和歌山県立医科大学図書館三葛館図書検索データ整備業務委託の一般競争入札参加資格を有すること。

#### 3 契約条項を示す場所及び日時

##### (1) 場所

和歌山市紀三井寺811番地1

和歌山県立医科大学図書館紀三井寺館

## (2) 日時

平成17年3月29日(火)から平成17年4月4日(月)までの土曜日及び日曜日を除く日の午前10時から午後4時まで。ただし、4月4日(月)については午前11時までとする。

## 4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 場所

3の(1)に同じ。

## イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成17年4月8日(金)までに和歌山県立医科大学図書館紀三井寺館に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。回答は平成17年4月12日(火)までに、軽微な質疑内容の場合は質疑者に、金額に関わる重要な質疑内容の場合は全員に文書により回答し、その回答は仕様書に優先する。

## 5 事業説明会の場所及び日時

## (1) 場所

和歌山市紀三井寺811番地1

和歌山県立医科大学図書館紀三井寺館1階会議室

## (2) 日時

平成17年4月4日(月)午前11時から

## 6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 入札場所

和歌山市紀三井寺811番地1

和歌山県立医科大学図書館紀三井寺館1階会議室

## イ 入札日時

平成17年4月20日(水)午前11時から

## ウ 開札場所

アに同じ。

## エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成17年4月19日(火)午後5時までに和

歌山県立医科大学図書館紀三井寺館へ必着するように行わなければならない。

## 7 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

## 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

## 10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

## 11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するものとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県立医科大学図書館の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申込



みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かないものがあるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立医科大学図書館の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県立医科大学図書館紀三井寺館

イ 所在地

和歌山市紀三井寺811番地1

郵便番号 641 - 8509

電話番号 073 - 447 - 2300 (代表)

(FAX 073 - 441 - 0783)

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

公 告

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第33条の規定に基づき、同法第34条の業務を行う者から所在地変更届があったので、次のとおり公告する。

平成17年3月29日

和歌山県知事 木 村 良 樹

氏名 社会福祉法人 やおき福祉会

施設名称 紀南障害者就業・生活支援センター

変更後住所 田辺市上の山二丁目23番52号

変更前住所 田辺市神子浜2丁目13-20

変更年月日 平成17年4月1日